

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第30回平成22年4月28日開催 午後6時30分から午後8時56分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、大友委員、土屋委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会: 針谷副座長、木全委員、加賀美委員、菅野委員、野澤委員、折戸委員

欠席者: 斉藤委員、

傍聴者 1名

1 本日の進め方について

- (1) 区分C: 行政の役割と責務、行政の運営、税財政と区分G: 情報の共有について
(三者案について)
- (2) 区分F: 地域の基盤(地域自治)について(骨子案の検討)
- (3) 区民討議会準備会・区民アンケート作問検討会からの報告

2 議題

座長

・きょうは第30回で、議題が3つあります。

では、慣例によって区民代表委員のほうから願います。

副座長(区民)

・区分Cで行政の役割と責務という内容だが、区民のほうの項目としては行政の役割と責務、資料2-1のところをごらんいただいて、仮題の行政の運営ということと情報の共有、それから税財政というのを1つにグルーピングして考えた。

1番目は区長の位置づけと役割で、こちらは特別区の歴史をかんがみて我々が選んだ区長であるということ条に盛り込みたいと、ここでは区民の信託を受けた区の代表として区長を置くと。

2番目は、区長は区民の理念を実現するため、公正で誠実に区政運営に当たると。区長は職員の適切な指導、監督、適正配置、人材育成に努めるといふ、この3つの項目だ。

次に、行政の役割と責務。行政はみずからの判断と責任のもと、区民が安心して豊かな生活を営めるよう努めなければならない。2番目が、行政は区民のニーズに応じた公共サービスを提供するよう努めなければならない。3番目が、行政は基本構想を定め、その実現に向け、総合的、計画的な区政運営を行うよう努めなければならない。4番目が、行政は区民が学ぶ権利を保障するよう努めなければならない。

次は、職員の責務。職員は職責を自覚し、みずからの能力向上に努めなければならない。職員は法令等を遵守しなければならない。

最後に行政運営。ここは12項目あり。1番目、行政は区民の多様な行政需要及び行政課題の変化に迅速に対応できるよう組織を整備しなければならない。2番目、行政は総合的かつ計画的な運営のため、互いに連携して行政機能が発揮できるよう組織編制を行わなければならない。3番目、行政運営は公平で公正なものでなければならない。4番目、行政運営は最小の経費で最大の効果を上げるものでなければならない。5番目、行政は多様な方法により、区政運営に関する情報の共有に努め、区民への説明責任を果たさなければならない。6番目、行政は行政評価を行い、その結果を公表し、施策反映しなければならない。7番目、行政は施策の策定、実施、評価、見直しの過程を区民参加に基づいて行うよう努めなければならない。8番目、行政は地域課題の解決のため、区民との協働に努めなければならない。9番目、行政は多様な方法を用いて区民の意見を十分聞くよう努めなければならない。10番目、行政は財政の健全化及び自立的な財政運営の確立に努めなければならない。11番目、行政は税等の区民負担の適正化を図らなければならない。12番目、行政は歳入、歳出等、財政状況を区民にわかりやすく説明し、財政の透明性の確保に努めなければならない。

以上です。

副座長(議会)

・私どものところは4に議会が入って5に行政。これは執行機関で。

議決機関としての議会を設置し、そこでの議論を経て、その議決に基づいて執行するというところで、議会を前に持ってきているということは特徴で、議論の順序としてはそういうことで執行機関を先に議論するというので、首長の設置以下、ずっとこの項目を御説明する。

いつものように基本理念条例で、区民は区の代表として区長を置くとか議会を置くというふうに、区民の立場からどう自治をつくっていくのかとしてあるから、そういう形になっている。だから、特徴的なのは、行政は云々という形で区民の意見と我々の、区民は何とかを設置するという、大分ニュアンスが違うが、まず首長の設置。区民が区長を置くのだということを明確にしている。その次に、区長の責務として、本条例の理念・原則に基づき自治の実現を図るとともに、公正誠実に区政を執行する。

次に、執行機関の役割。執行機関はその権限と責任の範囲において誠実、公正にみずからの判断により職務の執行に当たるとともに、区長の総合調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図り、区民に身近な基礎的自治体としての区政を推進することを明記している。

次に、職員の役割。職員は区民の一員であることを認識し、区民との協働の視点に立ち、本条例の理念・原則に基づき自治の実現に努める。職員は区民全体の奉仕者であることを自覚し、公益保護及び職員の行動基準等にかかる別に定める規定により公正・公平に職務を執行する。

次は自治体運営の基本原則で、区政運営と財政運営と情報公開・個人情報の保護ということで、とりあえず重要だと思う点2点ずつを掲げた。

区政運営については、基本構想・総合計画に基づいた区政運営を行うと。事業の進行を管理し、状況を公表する。

財政運営については、健全な財政運営と財源の効率的・効果的な活用に努める。区民等に財政状況を公表する。

情報公開・個人情報保護は、区の所有する情報を原則として区民に公開する。個人情報を保護し、適正に監視する。区の所有する情報を原則としてと、この原則を入れるか入れないかと議論したが、公開できない情報もあるのではないかとということで、原則としてという言葉を入れた。

副座長（行政）

・専門部会案は3番の行政の役割とその運営と7番の情報の共有の部分をあわせ、行政の役割とその運営という形で1つにまとめた。

コンパクトに3本で、1番目、区長等の等は執行機関を指しているということで、区長等は公共サービスの提供に当たっては、中長期的な見通しに基づく基本構想を策定し、その実現のため総合的な計画を定めるものとする。また、持続可能で健全な財政基盤を確保するとともに、行政評価等により効果的効率的な公共サービスの提供に努めなければならない。

2番目、区長等は多様な方法により区政運営に関する情報をわかりやすく提供するとともに、区民への説明責任を果たさなければならない。

3番目が、区長等は多様な方法により区民の区政への参加及び協働の機会を提供しなければならないとした。

座長

・それでは、三者から御説明をいただいた、そもそもこのくくりから違っているということもあり、その点も視野に入れながら御自由にまず相互の内容についての意見交換をしていただきたい。

区民案について、文章がこれは日本語ではないかと。行政運営の(7)、これは文章にはなっていない。「見直しの過程を」、「行うよう努めなければならない」というのは意味が不明になる。

それから、法律の中に(行政案の)「等の」が入り、この「等」を説明書で注釈つけなきゃならない。「等」についての説明の注釈なんていうのは聞いたことない。(議会委員)

座長

・ごもっともな御意見だったと思うが、等を外してしまって、区長など執行機関はとやった場合には、行政委員会にも基本構想を策定しということ義務づけるかどうかという問題が残りそうだと、執行機関の場合には行政委員会も入りますのでということで、ちょっとそこは文言の整理が必要かな。これは定義のところでは既に議論したが、区長と区長等って、まだ議論はないね。

引っかかっていることがあるが、例えば区民検討案の「区民の信託を受けた区の代表として区長

を置く」といった場合の区民というのは、まだこれは定義のところでは確定していないが、信託行為はその有権者以外の方ではできないということにするかどうかということもあるが、その整理はどうなっている。

区民と住民の話は、どこまで住民なのか、外国人を入れたり何かしたりとか、その辺の討議がないから、今のうちここで住民・区民を使ったりということをするとならば後で紛らわしくなるので、ずっと区民ということを使い続けようと、また括弧書きもなしにして、区民で統一して、この場合はどうするのか、この場合はどうするかということの論点整理ができるのではないかと考えてやっている。(区民委員)

座長

・区民検討案について、「行政は」という主語、これがどうもなじまないのだが、「行政は」というものの指している意味は何か。

この行政運営の中においても行政組織とか、当初はみんなの討議の中においては行政組織とかという言葉を入れたり、もしかするとこれは区長ではないのという話も含め、一応整理するということが組織とかということをやめ、行政という言葉で今整理していくということで、行政という言葉がずっと統一している状況である。(区民委員)

行政はどう定義するかと、区民案の行政の役割と責務の(2)のところで、区民のニーズに応じた公共サービスを提供するということがだと書いてあるよね。

区民のニーズというのはまさに多様なわけで、それを提供するというのは並大抵のことではない。したがって、こういう表現をするのが妥当かどうかは検討する必要があるのではないかと。

財政については三者それぞれ似たような表現だと思うが、これからの自治体運営を考えた場合に、財政運営をどうするかその関連する条例をきちんとつくるということを原則に、要するにうたうべきじゃないかというふうに思う。(議会委員)

座長

・この財政運営の規定を受けて基本条例をやがてつくるぞということではなくて、基本条例を制定して財政運営しなさいよということを書いておくと、こういう趣旨だね。

区民案(行政運営)は、再検討していただきたい。内容が余りにも多過ぎる。もう少し簡潔にしていただきたい。余計な言葉が入り過ぎている。(議会委員)

これでも整理している。こうなってほしいとかこうなりたいとかということが多分に多いもので、今御指摘の区長の位置づけの部分に関しては当たり前だね、だけれども入れようというところの部分があると。これは、単に「区の代表として区長を置く」では見えづらい。では、どうするというので、これははっきりいって修飾語だが、そういう形で表記したということだ。

3番目、「区長は、職員の適切な」というところ、あと例えば職員のところとか、いろんなところで項目が絡んでくる部分を包含する意味でも、ここの部分はやっぱり人事権のある首長がある程度そういう形で指南しなきゃいけないというところを表記している、これは一応まとめてこれだけにしたいということで御理解いただきたい。

この区民ニーズという、生意気なことを言うが、区民のいわゆる需要、公共需要があって公共ニーズがあるわけ。公共サービスの中においても行政と区民が考えている需要が違うだろうと。その部分をどういうふうな形にしていくかということが、お互いのわかりやすい形で協働しながら、こうしたほうがいい、ああしたほうがいい。以上のようなことがあって「区民ニーズに応じた」という言葉を使ったという状況だ。(区民委員)

先ほど議会委員から指摘があった財政に関して、いろいろとやはり別でやったほうがいいんじゃないか。この中できちっとそういう財政について語っていきこうということで、最後のところで3項目入れていると思う。先ほど専門部会のほうから、やはり政府だとかそういうところからの財政の補助金等のお話だったと思うが、そういうことからやると、やはりこの自治基本条例というのは100年続くぐらいの形で我々もこれを策定しようという意気込みでやっている。(区民委員)

建設的な意見で、行政の役割と責務の(4)、これはチーム2が一生懸命頑張った問題と関連しているが、ここでやるときは学ぶ権利だけが出てきたらわからなくなる、その前に情報を共有し、「学ぶ」とかと。ここで学ぶ権利というのが出てしまったら、わからなくなる。(議会委員)

区民案としては覚書として区民の権利のところから出てきた文言を使って、自治の担い手として生

涯にわたる、学ぶということで、学ぶとはそういうことだというのを入れてある。(区民委員)

座長

・技術的には第何条に定める学ぶ権利をというふうにすれば言動性ははっきりするとか、立法技術で解決できる部分はあるかもね。

気になっていることがまだあるが、例えば区民検討案の行政運営第(11)で、「税等の区民負担の適正化を図る」というのは行政役割かどうかということについて若干気になるが、つまり税を課すというのは議会の基本的な権能だろうと思っていて、そこはどうだろうか。

条例に基づくが、権限は区長がもっている。(行政委員)

座長

・課税権はね。

条例がなければ課税権は発生しない。

・もしかすると最初に指摘した「行政は」という主語ですっと通しているところに無理があるのかもしれない。別な言葉ならストーンと落ちる可能性はあると、その工夫ということにしたい。

区民参加が必要なのは、いろんな分野で必要だというふうに思う。これから議論する地域自治のところでも地域自治を別条例で定めるという提案があるが、利用料を定めるときには区民参加が必要だということを後で説明するはずだが、要するにあらゆる分野で区民参加が必要だということになるわけだよね。それで、住民参加条例、あるいは区民参加条例みたいな仕組みをつくるということが必要ではないかと。それによって、それぞれのところで区民参加が必要だ、区民参加が必要だということを言うのを避けるということもできるのではないか。(議会委員)

座長

・なるほど。確かに区民の権利のところで参加権が保障されているんだけど、参加権をうたったその実現が、この過程への参加というのではちょっと弱いかないという感じはするね。

やっぱり区民参加というものをどこかで1つにまとめて言うことで、もう少しすっきりしてくるのかなと思うが。(区民委員)

座長

・そういう意味では、中分類のところで区民検討案では行政運営という形でずらっと並べているのを、執行機関の役割と今言ったように区政運営の基本原則みたいなのに区分できれば、落ち着くものは結構落ち着くかもしれない。区政運営のところで、区政の運営に当たっては別に条例の定めるところにより区民の参加を保障しなければならないというような。

ただ、そう書いた割には市民参加条例とかと別につくっているところもあるが、結構骨抜きになっていて具体性がないというのは結構あるね。そのことが心配だから全部入れると、PDCAを入れておくという気持ちもわからないことはない。

北海道石狩市の市民参加条例が個別の事項について並べて、その場合にはどういうタイプの参加の仕方が保障されていて、これは結構細かい、余りそういうのがないので、むしろ基本条例の中に書いた以上は区民も監視し、議会もしっかりやれよというふうにして、介入していくしかないのかなど。

ここの場合はそういうふうな三者の信頼でこの条文に落としましょうということを判断するか、いや、信頼できないから具体的にやっぱり書いてもらおうということにするかというのは、その言ってみればパーゲニングの場ですので、十分議論していく必要があるとは思う。

区民案について、行政の役割と責務の(2)の「区民のニーズに応じた」という公共サービスに対する修飾語、それから、さっきも言ったが、行政運営の(8)にある「地域課題の解決のため」という副詞、こういう修飾語形容詞や副詞が、その後に来る公共サービス、あるいは区民との協働という意味を非常に縮めてしまっている。もう少し検討していただけないか。(議会委員)

今の公共ニーズだが、経緯があり、本当は職員の責務から実はシフトしてきた状況だ。良質な公共サービスの提供と区民満足度の向上に努めるために職員はちゃんとやってくれよという意味合いがあったので、それはシフトとして違うところに持っていきましょよということで、一応行政の役割と責務にシフトしていったので多少なじみがないかもしれないが、一応望んでいることは先ほど御説明したような内容というふうに理解していただければと思う。(区民委員)

住民投票条例を細かく入れようというのとはまた趣旨が違うような、感じがする。それは区民の

権利のところに入れ込むとか、原則のところで大項目に入れるべきもっと大きな方向性を示すべきだと思う。だから、それを細かくするのは反対に薄まってしまう感じがする。(議会委員)

区民案のところは多少精査するというか、精査できる部分が結構あると思う。ただ、これをまた区民の方に持って帰るのは、ここまである意味精査をしてきた結果なので、戻すというよりはもう骨子案チームの作業チームでそれは客観的に、その中に区民の方も二人入っているから、そういう意味で闘わせるというところで、そう行ったほうがいいのかと思った。(議会委員)

何か決めるときに区民の皆さんが参加できるのかどうかという心配があるわけだね。要するに自治基本条例の中でそこを明確にすればいいのだ。だから、そこをきちんとして、こういうふうな検討する場合に住民ももちろん参加する、議会も行政も参加すると、そういう仕組みをつくれれば十分担保されることであるというふうと思う。(議会委員)

設置自体はあえて書かなくても別の法令に基づいてということがあったので、専門部会案としては書いてない。もしも区長の設置というのをあえて書くとなると、例えば別の法令によりとか、直接選挙により選ばれたものとして区の代表として区長を置くというような書き方はあるかと思うが、ここではあえて書かなくても他の法令でそちらが担保されていると思ったので、そこはあえて記載していない。(行政委員)

地方自治法で区長の位置づけというのは定められているが、一般の区民は地方自治法を見る機会は少ないが、自治条例ができたときにこれを見る機会は多いのだということで、やはり区長の位置づけというのはちゃんと入れておきましょうということになった。(区民委員)

だんだんまとまってきて、他の条例もそうだが、この議会案、幾つかに分けているわけで。区政運営、財政運営、情報公開、個人情報保護、こういう格好でまとめていくと幾つか、いくつも、だらだらと書いているというイメージから大分はっきりしてくると思う。その中で今言った協働という言葉は本当に入れ込むのかどうかと、この前言った参加と何とかでいこうという話があった。参画と協働は……。(議会委員)

座長

・それは詰めて言えば、個々人の個人的なニーズ群、生活上のニーズ群、あるいは時にはウィッシュ、こうしてほしいなというのもあって、それを行政ニーズとして把握するためには一種の公共性認定ということが行われるわけだね。これは行政でやるべきウィッシュだ、あるいはニーズだと拾い上げていく、それを今のところは行政と議会の役割で一方向的にやっているが、その認定を協働でできるようにしていく必要がある。その仕組みは一番、今要求されているという気はしている。そのことのために実は何回も参加ということを書いてきたのだよね。それをうまく組み合わせしていく、条文に表現していくということがうまくいかないかなということを作業チームで検討していた。

住民の区民のニーズは、さまざまで、多様で、どれが一番正しいかということは何れも一方向的には決められない、それを決めているのは議会が決めて、それを執行機関が遂行していくことだと思う。そのときにもう一つの見方としては、それを今までいけば行政が税金でもってやってきて、それがすべてやって、だけど、多様化する中で行政がやって非効率であったり、そういう公平、平等だけでできない多様なニーズになってきているから、その担い手が行政だけでなく、市民やNPO、ある意味では企業であったりと、そのニーズを受け入れていくことの幅を広げたり、細部にわたってそれができるようになるところを今回入れておく必要があるのではないかな。

だから、そのニーズをどう実現するかというのは行政が決めることではない。(区民委員)

座長

・そうすると、ちょっと場所を考えないとね。要するに認定について行政はしっかりと人々のニーズを把握してやりなさいよということを書かれているが、今おっしゃったのは認定と同時にそれを充足していく役割を行政だけが担うわけじゃないということになる。それは協働の問題ということになるね。そこに分けて書くのか、それともそういう運営の仕方を、少なくとも公共サービスというのは政府が供給するものだけじゃありませんよという原点だね。それはそうだと思うのだね。それをどこで書くかな。

2が入っていて、上は、行政は適切にニーズを把握しなさいよと、こういうふうに言っているわけだ。

今お話を聞いたり、これを読んだりしていると、これは区民の「要望条例」に近くなっているという感じがする。責務とか役割とかというのが多いのだが、区民案の区民の責務になると1項目しか入っていない、議会になると2項目、3項目入っているが、やはり思いわかるのだが、この行政運営、これは少し分けて記載したほうが、かえっていいような気がする。この条例は区民が読むと思うのだ。そうした場合、私はこれ読みませんね、なかなか。（議会委員）

座長

・最近、自治基本条例で話す機会があって、あるシンポジウムで会場から、この条例案には何々が入っていないじゃないかというようなことを質問される方がいて、そのやりとりの中でこんなことがあった。これは私たち市民の要望のリストではないのです。こうしてほしいというのではなく、私たちは我がまちの憲法づくりにかかわっているから、私たちが例えば政府の当事者だとしたら、これはやれる、ここまでならやれるということを書いていますので、オンブズマンという役割の人をお金をかけて任命をしてやるということの判断、そこまでの決断はできなかったので、苦情処理を充実するというふうには逃げていますという回答があったのだね。

それは大事なことで、区民から見れば、こうあってほしいということがたくさんある。私たちだったらここまでならやれるという判断を基本条例でやらなければ、私たちの憲法にはなかなかならない、要望書になってしまうと。そこを自覚的にして、どうやって、この条文がなければ、ここに書いておかなければこれは実現できないぞというようなことに力点を置いていくとかいうような、少し作業の手順とかやり方を検討していただかないと、このままだと三者また小委員会で集まっても、どっこいどっこの議論になってしまいそうな気がするので、ぜひとも、そこら辺の全体の構えのところあたりについても少し議論をしてから検討作業を始めるということにしていきたいなど。

作業チームにお願いしたいのはもう一つ、議会案にも区民案にも出ているが、執行機関または行政の役割のところ「みずからの判断により」、行政というのはみずからの判断というものをどうやって形成するのだろうか。もちろん二元代表制だから、区長に信託された範囲内でのみずからの判断というのはあり得るが、この意味しているところ、1つの考え方は区民のニーズに応じてといったときは、それはもちろん応じ方はみずからの判断なのですが、正確に言うとやはり議会案のように権限と責任の範囲においてとか、何かそういう独立したみずからの判断ということを経験する意味は何だろうかというようなこともちょっと感じておりまして、御検討をいただければということをお願いしておきたいと思う。

それから用語だけれども、区長の設置のところ、信託を受けるのは区でしょうか。区政というものが受けるのではないか。これは言葉の問題だが、代表するのは法人たる区を代表するということなので、信託を受けた区を代表するのよりは、公法人を代表するという趣旨だと考えているので、そこら辺で文言の調整を少ししなければいけない。

これは本当に第2チームに送り込まれていきますが、大体いいか。

それでは、そういうことで作業チームに送るということにする。

次の議題、地域自治区分F：地域自治について検討する。これは検討チームの御報告を受けたいと思う。

初めに、地域自治の推進は区分Eの地域自治。区分E：地域自治から区分Fでの検討事項として移行したもの。地域自治の推進骨子案全体の流れとしては、初めに地域づくり、地域自治の担い手は区民であり、区は地域自治を推進するとし、その仕組みとして区は地域自治区を設け、区民はそこに地域自治組織を置くことができるとした。

骨子案。

地域自治の推進。区は区民が地域の特性と自主性を活かし、個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう地域自治を推進する。

区は一定の地域区分を定めた地域自治区を設ける。

区民は地域自治区ごとに地域自治組織を置くことができる。

現状では地域自治組織は地区協議会なのか町会なのか、そのほかの組織なのかは合意に至っていないので、あるべき地域自治の組織については別の条例での議論にゆだねる。

ここでは初めに地域づくり（地域自治）を行う主体は区民であり、それを推進するのが区である

ことを明言した。

地域自治組織は地方政府の一端を担って……の条文だが、ここで地域自治組織は地方自治政府の一端を担っているはずであり、分権の一部を担う組織になってほしいということから条文を、区は地域内分権を推進するとしたが、地域内分権という文言は入れないので、区は地域自治を推進するとした。

区は前項の仕組みとして、一定の地域区分を定めた地域自治区を設けます。地域自治組織は自治区に1つであり、区民が自主的に置くことができるとした。そして、地域自治区に関し必要な事項は別の条例で定めること。

地域自治組織の機能。これは骨子案に盛り込むべき事項はないのだが、説明としては地域自治組織の機能については例示であり、さらに議論を推し進める必要がある。地域自治区等とともに別の条例で議論し定めること。

地域自治組織への支援等。骨子案に盛り込むべき事項は、区は地域自治を推進するため必要な措置を講じるよう努めなければならない。この努めなければならないとしたのは、区の財政状況もかんがみ、努めるのではなくて努めなければならないとした。

条例委任。骨子案に盛り込むべき事項は、地域自治区及び地域自治組織に関し必要な事項は別の条例で定める。自治基本条例においてすべてを書き込むことは困難なため、詳細は別の条例で定めることとした。

その他、地域自治区及び地域自治組織に関する別の条例を定める場合には、区民・議会・行政の三者検討会議で検討することとすると記載した。先ほども議員委員からもいただいたが、ここに会議録として記録をとどめるばかりでなく、検討会議の合意事項として記録に残し担保したいと思っている。先ほどからのお話だと、この自治基本条例の中に区民参加を条文として入れて担保していくと、明確にしていくというお話が出ていますので、ここにこれだけのことを書き込む必要もないかなとも思うが、チーム3のときの検討のときには全体にはそういうお話はならないのではないかなということで、特にここに記録として残した。(区民委員)

地域自治組織への支援だが、「努めなければならない」というふうにした理由が財政状況をかんがみということだけれども、努めなければならないというのは何にでも当てはめようと思えば当てはまってしまって、できる限りそう努めなければならないというのにしないほうがいいのかというふうに思っている。「ものとする」という言い方はすごくいいなと思う。(議会委員)

座長

・ニュアンスの違いだけで、条文の持つ力に余り変更はない。必要な措置と言っているからね。「講ずるものとする」という御意見で、反対意見はなかったということなので、そのように記録されるはずだ。

自治組織の中で、ここにも書いてあるが、町会が云々とか地区協議会が云々というところがあって、それは別途定めるということで条例を定めるといことなのだけれども、一応ここでは地区協議会の位置づけをしましょうということでも第一実行計画の中においても書いている部分があるので、この辺をどういう形で表現していかなきゃいけないのか。これを表現していただけないでしょうかというお願いなのだが。

ということは、地区協議会の位置づけを明確にするということ、地区協議会という自体が今もし地域自治組織の中の一員となろうとしたとしても、地区協議会というのはまだ位置づけされていない。今、支援金に対する要綱しか出ていないので、全く組織ではないだね。だから、その部分をちゃんと地区協議会というのを位置づけないと地域に戻ったら、今まで行政から委託されてやってきたことが全く何なんだということになり兼ねないので、この辺の担保というか、押さえをどういうふうな形でやっていただけるのか、地区協議会にかかわっている人間として今お聞きしたいということだ。(区民委員)

委員がおっしゃるとおり、実行計画の中で地区協議会を新しい条例に書き込むということは確かにある。こういった表現というか、こういった議論が行われたということで、現在の地区協議会を否定するとか、そういった意味合いは全くない。しかし、まちのいろんな状況等をお聞きすると、現在の地区協議会については一定程度の評価というか、見直しという言い過ぎだけれども、そういった時期に来ているんだろうということで、地区協議会そのものを書き込むのがいいのか悪いのか

かということも含めて新しい地域自治組織という書き込みをして、それについての議論というのをこの自治基本条例の制定までに果たしてすべてできるのかということを見ると、別の条例で議論をもっとじっくり、ゆっくりしたほうがいいのではないかと、こういったチーム3では書き込みになっているということだ。（行政委員）

座長

・例えば地域自治組織というところに地区協議会などというようなものを入れていくことによって、ある種のつながりとか安心とかというものを保障したらどうかと、こういうこと。

この地域自治組織が必ずしも地区協議会ということではないと思うよね。新たに見直しをして、この条例の中で位置づけをしていきたいという考え。いわゆるそのまま移行するというんじゃなくて、その地区でいろいろと実績も上げて、いろいろやっているところもあるが、一度見直しをしたほうがいいということで、この地域自治組織が地区協議会とはまだ決まっていないと思う。それをやっぱりしっかりと議論をして位置づけをしていったほうがいい。（議会委員）

今そこに文言を入れてほしいという強い意志はないが、ただ、その部分が今ここでさらっという形で流れると、また今問題になっているところがゆだねてやるのかということになる。今、我が四谷地区においてはプラットホームを既につくって指導しているわけね。地区協議会をベースにしてそこに町会の会長あるいは地域の代表の人たちが集まって、もうすでに三、四回会議をやっているわけだ。例えば地域センターの運営委員会はちゃんと条例化されている。だけど、地区協議会は条例化されていない。そうすると何だろうと考えたら、その部分を、じゃ議会のほうで早速つくっていただけかね。そこを、だから何とか担保できないかということを中心に地区協議会の連絡会議だとか、そこでもそうやって、どうやってそれをやるかということを中心にみんなで話し合っていきたいというふうなところがいろいろこれから出てくるというふうにする。（区民委員）

地域センターが条例化されているのは、センターという箱ものを管理運営している。ちょっと意味合いは違うかなと思う。（区民委員）

地区協議会については区民検討会の中でも全然その位置づけが合意ができていないので、条例に盛り込むという、その地区協議会という言葉で盛り込むのはまだできないのではないかなと思う。（区民委員）

今の作業チームの話の話を聞いていると、委員がおっしゃっているそのことこそ新しい個別の条例で決めていくということで、私は地域の状況はある程度把握、私もわかるんですね。本当に片方でこういうことをしながら、片方で現実に本当にああいう活動をしていらっしゃるわけで、だけど、ある意味では今、地区協議会でやっているところがまさに地域自治組織になっていかなるためにも、今やっていることを充実させていくことで、これが地域自治組織なのだということに条例で規定することができると思う。（区民委員）

座長

・こういうものはどんな厳格な条例をつくってもそのとおりにはいなくて、まさにそこに実体があるかどうかということだ、条例をつくる時に例えば地域自治組織をどうやってつくろうかという相談をどの単位でやるのだろうかという現実を見れば、そういうことの相談に取りかけられる実体のある、そういう区域区分みたいなものを考えていかなきゃ当然うまく動くわけではないわけだよ。おのずとこの条例の中に知恵が盛り込まれていくというふうな考えておくべきじゃないかな。つまり、そのことを無視した条例はつくれないということだと思ふ。

実行計画は、今現在はそういった位置づけになっているので、その見直し、ローリングということであれば、まちの方にきちんと、条例ができる前に説明は必要になってくるというのは十分認識している。（行政委員）

今回こういう形で、できればそれが逐条説明とか解説の中でも少しでもふれていただくということだけで、地域は何かいろんな形で安心すると。それと、このまま地区協議会の代表として全くその論議もせずしてこれをスルーするというのは、ちょっとみんなに申しわけないから、これは絶対に語り合うべきだということもあって、問題提起した。

ただ、自分も思っているながら、技術的でもどうやって入れたらいいだろうと悩んだが、結局、最終的には区民の代表の我々と、それから検討委員の皆さんとやっぱりそれはふれないでいこうということを実は私から申し上げて、みんながそれに対して協力してくれて、今回その話はなしにして、

だから地域自治組織をつくろうと。ただし、地域自治組織のいわゆるコモンルールというか、一般的なルールをつくっておいて、それを地域での地域の特性もあるし、いろんな形で地域の強いところ弱いところがあるから、その中でその地域自治組織を何年かかけてつくっていくのも1つだよなということは、みんなと話をしている。(区民委員)

別条例がどんなに重いものかと、自覚して取りかからなければいけないと思う。地域自治組織がどんなものという、そんな簡単なものではなくて、やはり地域内分権の担い手であるということ。将来的には選挙になるかもしれない。権限も予算も盛り込むこと、本当に重要なことがたくさんあるので、よく議論をすると、時間をかけるということになるうかと思う。(区民委員)

座長

・そういう意味では別の条例で定めると。この条例を定める作業も結構重いぞということがだんだんわかってきた。

作業チーム3が提案していただいた内容で1か所、「講ずるものとする」というふうにしましょうねという合意ができたので、そういうことで閉じたいと思う。

最後に2つの、区民討議会の準備会と、それからアンケートの作問検討会がやられたということで、その検討経過の御報告をいただこうと思う。最初に区民討議会の準備会のほうから。

副座長(行政)

・区民協議会の第2回の準備会が4月22日に行われた。前回のこちらの場でも御紹介したが、6月19日、20日でやると、5月10日に参加依頼の文書を、資料等を発送する予定。参加依頼者向けのチラシとか、同封する資料の案とか、参加できないという方にもアンケートだけでも答えていただくかと、どうして参加できなかったんでしょうかということで、どのようにしたら参加できますかみたいなことで、日程が折り合えば、もっと謝礼が高ければ参加しようと思うとかいったようなことも入れてみようかなと検討をさせていただいたところ。

5月10日に発送、31日消印有効で締め切りで、実際の6月19、20日のほうに向けていきたい。60人程度、1,200人の5パーセントで進めてきたが、事務局側から提案があり、若干不安を覚え、1,500人ということで御同意いただけないかと御提案したところ快く御同意いただき、1,500人の方を無作為抽出して募集、60人を超えた場合は公開抽選で行うといった流れになる。

今後プログラムやテーマの内容検討などにも入っていかなくちゃいけないが、この準備会の中の学識経験者などを中心に作業部会を5月1日に行う、そこで10時から17時の間で、この検討連絡会議のほうから検討内容について少し説明をしていただけないかというような御要望があったので、本日検討連絡会議に諮ってみましょうというようなところである。

5月1日、土曜日、場所は、「まちぽっと」、行ける方がいらっしゃればと、その部分をお決めいただきたい。

区長、議長の出席などもわかりまして、区長は初日の、6月19日の午後1時ごろと、議長も2日目にはいらっしゃられると。

次の日時の決定といったところで5月14日14時から準備会を開く。

座長

・続いて区民アンケートの作問検討会。

4月19日に6人でアンケート作問検討会第1回行った。

まずアンケートの目的について確認をした。アンケートの目的としては基本データの収集と、今後の判断材料と、条例の周知の、この3点だと。

設問に関しては、周知のための設問は特に設定しないで、全部で20問以下ということで、あと細かい表現方法や設問の並び順や報告書の作成は事務局と、今後の委託業者に一任するという事です。それと並行して進められている区民討議会の検討内容のすり合わせは、特に行わないことにした。

問題の設問の構成は、まず導入的に一般的な質問を3問程度して、区分AからGまでくまなく1問ずつやっつけていこうと。それと、その中でも重要なものとして区分Aの目的、理念、原則、用語、最高規範、この中と区分B、区民の権利、責務、区分E、区民参加の仕組み、住民投票、区分F、地域の基盤、地域自治組織については3問ぐらいプラスして設問をつくっていこうと。それと、事務局のアンケートのたたき台があったが、文字、内容が難し過ぎて、一般の人は見たらすぐ嫌にな

っちゃって、答えるのも嫌になるんじゃないかなということ、だれでもわかりやすい言葉遣いでしてくれと、とにかくわかる、かなりの高齢者でも回答できるように表現を工夫しよう。

複数回答させる場合、数の制限をする。例えば3つまでとか、最も重要な項目に二重丸をつける、とかしていかなければならないのではないかと、作問の方向性は次回の検討会で検討していく。

作問委員会は6人で何にもないところから考えていかなきゃいけないと、すごく大変で、これからもちょっと頭が痛いところ、一番大変なものを引き受けてしまったというのが率直な意見。

設問を少しはやわらかくして厳密、正確ではないにしても、回答が多く来ることがやっぱりこのアンケートの最大の目的だというふうにぜひ考えて作問していただきたいことと、あと、2人入っているが、その方がそのときに言うと思うが、(議会)小委員に親組織がある。十何人かの特別委員会という、この親組織から意見が出たのは、とにかく作問で誘導することだけは絶対にやめてほしいと、そういうことだけはぜひ気を遣ってくれという要望があった。(議会委員)

業者の方は中身については何も素人なので、作問はすべてこちらで決めるようにというお話だったと思う。(区民委員)

事務局(行政)

・入札する業者ですが、事前に見積りをいただいている業者は、そういった自治に関してのノウハウもあるところが来ていましたので、必ずしもそこが入札で落とすとは限りませんが、やはり来るところは一定のそういった知識があるところということを考えています。

・それでは、事務局から次回の議題について予定をお話しさせていただきます。

本日、区分のC及びGにつきまして意見交換をいたしましたので、本日終了後、検討チーム2の委員の方は日程の調整をしていただきたいと思います。

もう一つ、区分D、議会の役割と責務につきまして次回までに三者案がそろそろ予定ですので、区分Dについての意見交換を次回検討連絡会議で行いたいと思います。チーム2につきましては、次回の検討連絡会議までに骨子案シートのほうの御提出をお願いしたいというふうに思います。

事務局(議会)

・本日のまとめは、まず区分C、行政の役割と責務、行政の運営、税財政と区分G、情報の共有につき本日いろいろ御議論いただきましたが、中項目の組みかえや整理等も含めチーム2に申し送るということです。あと区分F、地域の基盤、地域自治の骨子案につきましては、チーム3の内容で御了承いただきました。1点、地域自治組織への支援等は、表現の部分で「必要な措置を講ずるものとする」という部分は修正という形で合意をいただいております。

事務局(行政)

・それでは、次回の日程だけ御確認させていただきます。

次回、5月12日水曜日、午後6時半から、場所は第2委員会室となります。

座長

・それでは、きょうはこれで終わりにする。

お疲れさま。

散会 午後 8時57分